

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案に対する意見募集結果について

平成30年3月30日
国土交通省
自動車局安全政策課

国土交通省では、行政手続法第39条の規定に基づき、平成30年2月20日から3月21日までの間、「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正案に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して40件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と国土交通省の回答について、別紙のとおり公表いたします。

皆様のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政にご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間: 平成30年2月20日～平成30年3月21日
- (2) 周知方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見提出方法: 電子メール、FAX及び郵送

2. 提出意見数

40件(うち本改正に直接関係のない意見数1件)

3. 問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課

電子メールアドレス: pbk_ansei@mlit.go.jp

皆様からの御意見と国土交通省の回答

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※ 回答中の用語については、パブリックコメント資料の定義と同様と致します。

皆様からの御意見	国土交通省の回答
○健康診断未受診について、未受診者の「人数」による判断ではなく、会社規模を考慮し、運転者に対する未受診者の「割合(%)」で判断すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断を未受診で、疾病のおそれのあるまま乗務させていることを問題としております。そのため、規模に関わらず人数で判断することとしました。 なお、営業所の事業用自動車の数に応じた運行管理者数を選任する必要があり、それにより会社規模に応じた運転者の管理を行うことになっております。
○社会保険等未加入について、未加入者の「人数」による判断ではなく、会社規模を考慮し、乗務員に対する未加入者の「割合(%)」で判断すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等については、未加入者がいること自体を問題としており、そのため、規模に関わらず人数で判断することとしました。
○使用停止車両の割合を5割までの引き上げは、事業停止に近い行政処分となり、荷主への迷惑・損失が大きい。違反項目を考慮し総合的に判断し、事業が存続できる程度の行政処分とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは車両規模に対して停止する車両の割合が小さく処分の実効性がないのではないかと指摘もあったところですが、今回の改正においては、車両規模や処分量定に応じて、最大で5割まで停止車両数を引き上げることとしており、違反(日車数)が多いほど、停止する車両の割合が大きくなる仕組みとしており、必要な措置と考えています。
○乗務時間等告示の遵守違反について、行政処分を行うにあたり、定量評価のみではなく定性評価を加えて行政処分を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・公正な行政処分を行う為、違反件数にて常態化しているかを判断するとともに、是正の取組がなされているか否かについても確認し、改善が行われていない場合はさらに厳しい処分を行うこととなります。
○改善基準告示における1日の拘束時間を、複数日の平均時間とするなど、弾力的な運用をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・改善基準告示につきましては、厚生労働省が所管しております。

<p>○労働時間短縮のため、営業所を新設し改善を図りたいが、行政処分を受けた後に一定期間は営業所の新設ができないこととなっているが、労働時間短縮を伴う場合には特例的に営業所の新設を認めるべき。</p>	<p>・重大事故の惹起等につながる過労運転を防止する対策については、運行管理上問題があると判断される場合は、監査や行政処分を受けるか否かに関わらず速やかに対策を行っていただく必要があります。</p>
<p>○違反の厳罰化には一定の理解は致しますが、今必要なことは厳罰化という抑止力を高めるのではなく、現行法での取締り強化です。悪質な違法事業者を野放しにし、適正な市場原理が働かない現状を改善すべき。</p>	<p>・処分基準の強化とともに、法令遵守の図られていない事業者に対してもしっかりと対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>○過労に関しては、運送事業者だけの努力では改善できず、荷主の協力が不可欠である。運送事業者だけが行政処分を受け、荷主に対し罰則がないのは不公平。</p>	<p>・過労防止については荷主の協力が不可欠なケースが多いものと考えています。そうしたことも踏まえ、平成29年7月からは、荷主の関与の蓋然性の高い違反行為について、当該荷主に対し早期に働きかけを行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始したところであり、引き続き、荷主の理解と協力が得られるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>○乗務時間等告示の遵守違反について、一律に件数による行政処分ではなく、会社規模を考慮し、全運転者に対する違反件数の「割合(%)」等で判断されたい。</p>	<p>・乗務時間告示の遵守違反については、個々の運転者に対する違反件数にて判断しております。</p>
<p>○本改正に賛成である。</p>	<p>・ご意見ありがとうございました。</p>
<p>○その他関連事項に関する意見。</p>	<p>・貴重なご意見ありがとうございます。今後の制度改正の参考とさせていただきます。</p>

以上